

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

- 第1章 総務（第1条—第4条）
- 第2章 厚生福祉（第5条—第8条）
- 第3章 建設（第9条）
- 附則

第1章 総務

（春日部市印鑑条例の一部改正）

第1条 春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</u> とする。	(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 <u>次の各号のいずれかに該当する者</u> とする。 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者 (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者
(登録の印鑑) 第5条 2 (1) <u>住民基本台帳に記録</u> されている氏名、氏、	(登録の印鑑) 第5条 2 (1) <u>住民基本台帳又は外国人登録原票に記録</u>

名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（登録事項）

第6条

2

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

(7)（略）

（印鑑登録の証明）

第10条 市長は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し及び第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事項について証明する。

（印鑑登録の抹消）

第15条

(3) 住民基本台帳の記録が消除されたとき。

(4) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号の規定に該当することになったとき。

(5) 外国人住民にあっては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

(6)（略）

又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの

（登録事項）

第6条

2

(3) 氏名

(6)（略）

（印鑑登録の証明）

第10条 市長は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し及び第6条第2項第3号から第5号までに掲げる事項について証明する。

（印鑑登録の抹消）

第15条

(3) 住民基本台帳の記録が消除され、若しくは外国人登録原票が他の市区町村に送付され、又は閉鎖されたとき。

(4) 氏名、氏又は名の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号の規定に該当することになったとき。

(5)（略）

(7) (略)

(6) (略)

(春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44 <u>第12項</u> の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44 <u>第8項</u> の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(春日部市手数料条例の一部改正)

第3条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前												
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料	別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料												
<table border="1"><thead><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の名称</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</td><td>住宅用家屋証明申請手数料</td><td>1件につき 1,300円</td></tr></tbody></table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円	<table border="1"><thead><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の名称</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</td><td>住宅用家屋証明申請手数料</td><td>1件につき 1,300円</td></tr></tbody></table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額											
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円											
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額											
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円											

			外国人登録法 (昭和27年法律第125号)第4条の3第2項から第5項までの規定による証明書の交付	外国人登録に関する証明手数料	1件につき 200円
--	--	--	---	----------------	------------

(春日部市交通災害見舞金支給条例の一部改正)

第4条 春日部市交通災害見舞金支給条例（平成17年条例第123号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(受給対象者)</p> <p>第3条 見舞金等支給の対象となる者は、交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により<u>登録され</u>、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて小・中学校等に在籍する者を含む。）とする。ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失う。</p>	<p>(受給対象者)</p> <p>第3条 見舞金等支給の対象となる者は、交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により<u>登録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録され</u>、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて小・中学校等に在籍する者を含む。）とする。ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失う。</p>

第2章 厚生福祉

(春日部市災害見舞金支給条例の一部改正)

第5条 春日部市災害見舞金支給条例（平成17年条例第89号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(受給資格等)</p> <p>第3条 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に<u>登録されている者</u>でなければならない。</p>	<p>(受給資格等)</p> <p>第3条 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に<u>登録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録されている者</u>で</p>

なければならない。

(春日部市遺児手当支給条例の一部改正)

第6条 春日部市遺児手当支給条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (1) 市内に住所を有する者（春日部市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により <u>記録されている者</u> をいう。以下同じ。）	(定義) 第2条 (1) 市内に住所を有する者（春日部市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により <u>記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録されている者</u> をいう。以下同じ。）

(春日部市長寿祝金贈呈条例の一部改正)

第7条 春日部市長寿祝金贈呈条例（平成17年条例第106号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(祝金の贈呈) 第2条 祝金は、毎年8月31日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に <u>記録されている者</u> のうち、次に掲げる年齢のものに贈呈する。	(祝金の贈呈) 第2条 祝金は、毎年8月31日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に <u>記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に記録されている者</u> のうち、次に掲げる年齢のものに贈呈する。

(春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正)

第8条 春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成17年条例第213号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(受給資格) 第3条 手当の支給を受けることができる者は、障害者のうち、春日部市において <u>住民基本台帳</u>	(受給資格) 第3条 手当の支給を受けることができる者は、障害者のうち、春日部市において <u>住民基本台帳</u>

<p><u>法（昭和42年法律第81号）</u>に基づく登録を受けている者（以下「受給資格者」という。）とする。</p>	<p><u>法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）</u>に基づく登録を受けている者（以下「受給資格者」という。）とする。</p>
--	--

第3章 建設

（春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例の一部改正）

第9条 春日部市水洗便所改造資金融資あっせん条例（平成17年条例第158号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（保証人の資格） 第9条 （2） 市内（特にやむを得ないと認めるときは、近隣市町内）に居住し、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）</u>に基づく登録をしている者であること。</p>	<p>（保証人の資格） 第9条 （2） 市内（特にやむを得ないと認めるときは、近隣市町内）に居住し、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）</u>に基づく登録をしている者であること。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の部分による改正前の春日部市印鑑条例第2条第1項第2号の規定により印鑑の登録を受けている者（以下「外国人印鑑登録者」という。）であって、施行日において第1条の部分による改正後の春日部市印鑑条例第2条第1項の規定による登録資格に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消しなければならない。この場合において、市長は、登録の抹消について印鑑の登録を受けている者に通知しなければならない。

3 市長は、施行日の前日において外国人印鑑登録者であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において職権で当該事項について印鑑登録原票を修正しなければならない。